

介護休業制度・介護両立支援制度等に関するご案内

本学において、要介護状態※¹の家族を介護する必要がある教職員が利用できる制度をご案内します。制度を活用し、仕事と介護の両立を図りましょう

※ 1 ; 「要介護状態」とは

「常時介護を必要とする状態(要介護状態)」とは、次のいずれかに該当するものとする。

1. 介護保険制度の要介護状態区分において要介護 2 以上であること。
2. 判断基準表の状態①から⑫のうち、2 が 2 つ以上または 3 が 1 つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。(表は[こちら](#))

■介護休業制度

要介護者の対象家族を介護するため、一定期間休業できる制度です。この期間中に復職後の仕事と介護の両立を見据えて、介護サービスの利用等の方針を決定しましょう。

期間・回数	常勤教職員：対象家族1人につき要介護状態に至るごとに、通算186日まで、3回まで分割して取得できます。 取得単位：1日又は1時間 非常勤教職員：対象家族1人につき要介護状態に至るごとに、通算93日まで、3回まで分割して取得できます。 取得単位：1日又は1時間 (1日の所定労働時間が6時間未満のパートタイム職員は時間単位での取得はできません。) ※取得には一定の継続勤務、雇用契約の確約が必要となります。
賃金形態	勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの賃金を減じて支払う。
提出書類	・介護休業申出書 ・要介護者の状態等申出書 ・申出にかかる家族の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類 (住民票記載事項証明書など) ・要介護状態にある事実及びその期間を証明する書類
申請時期	介護休業開始の前日から起算して1週間前まで

○介護休業には、雇用保険からの給付金の支給があります。

介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、介護休業を取得している期間、原則として休業開始時の賃金の 67%の給付金を受給することができます。また、雇用保険の対象外となった場合でも、共済組合員は共済組合から介護休業手当金が支給されることがあります(条件あり)。

* 社会保険料は免除になりません。

■介護休暇制度

要介護者の対象家族を介護する教職員が、介護その他の世話（介護、通院などの付き添い、介護サービスの適用を受けるために必要な世話）をするために取得できる制度です。

期間・回数	要介護状態の家族が1人の場合：1年度に5日を限度として取得可能 要介護状態の家族が2人以上の場合：1年度に10日を限度として取得可能
賃金形態	有給
提出書類	・その他休暇・みなし労働簿 ・要介護者の状態等申出書 ・要介護者の氏名、続柄・同居/別居の別が分かる書類（住民票記載事項の証明書等） ・要介護状態にある事実及びその期間を証明する書類
提出時期	原則、予め休暇簿を提出し、承認を受けること

■早出遅出勤務

要介護状態の家族の介護をする教職員は、1日あたりの勤務時間を変更することなく、始業・終業の時間を変更することができます。

期間・回数	始業時刻、終業時刻は以下の範囲内で変更することができます。 始業時刻： 午前7時00分以降 ～ 午前10時00分以前 終業時刻： 午後3時30分以降 ～ 午後7時00分以前
提出書類	早出遅出勤務請求書
申請時期	早出遅出勤務開始日の1週間前まで

■時間外労働及び休日労働の免除

要介護状態の家族の介護をする教職員は、時間外労働の免除・休日労働の免除を請求できます。

提出書類	・育児・介護のための所定外労働及び休日労働免除請求書 ・要介護者の状態等申出書 ・要介護者の氏名、続柄・同居/別居の別が分かる書類（住民票記載事項の証明書等） ・要介護状態にある事実及びその期間を証明する書類
申請時期	免除開始予定日の1月前まで

■時間外労働・深夜労働の制限

要介護状態の家族を介護する教職員は、時間外（1か月24時間、1年150時間以内）および深夜（午後10時～午前5時）までの労働の制限を請求できます。

提出書類	・育児・介護のための時間外労働制限請求書または育児・介護のための深夜業制限請求書 ・要介護者の状態等申出書 ・要介護者の氏名、続柄・同居/別居の別が分かる書類（住民票記載事項の証明書等） ・要介護状態にある事実及びその期間を証明する書類
提出時期	制限開始予定日の1月前まで

■相談窓口を設けています

ダイバーシティ推進室では、教職員の仕事と育児などの相談を受け付けています。

○ダイバーシティ推進室HP＞相談窓口 <https://www.ibaraki.ac.jp/diversity/consultation/index.html>

本学は介護休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。
また、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。

○ハラスメント相談窓口 人事労務課（TEL：029-228-8016）または各部局のハラスメント相談員
<https://www.ibaraki.ac.jp/staff/audit/index.html>

